

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 27 年6月3日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

厚生年金保険関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500080号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500001号

第1 結論

請求者のA社における平成19年7月1日から平成25年1月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成19年7月から平成20年8月までは24万円を28万円、同年9月から平成21年8月までは24万円を30万円、同年9月から平成22年2月までは24万円を26万円、同年3月から同年8月までは24万円を32万円、同年9月から平成23年8月までは24万円を30万円、同年9月から平成24年6月までは24万円を28万円、同年7月から同年12月までは24万円を32万円とする。

平成19年7月から平成24年12月までの上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年7月から平成24年12月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年7月1日から平成25年1月1日まで

請求期間の標準報酬月額が、実際に受け取っていた報酬額より低く記録されている。実際の報酬額及び厚生年金保険料控除額が確認できる給与明細書を提出するので、請求期間の標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録では24万円(厚生年金保険法第75条本文該当記録を除く。)と記録されているが、請求者から提出された給与明細書により、請求者が、当該標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、平成19年7月から平成20年8月までは28万円、同年9月から平成21年8月までは30万円、同年9月から平成22年2月までは26万円、同年3月から同年8月までは32万円、同年9月から平成23年8月までは30万円、同年9月から平成24年6月までは28万円、同年7月から同年12月までは32万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「請求期間当時、請求者の標準報酬月額に係る届出は一切行っておらず、実際の標準報酬月

額に応じた保険料は納付していない。」旨陳述していることから、社会保険事務所(平成 22 年1月以降は年金事務所)は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500070号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500002号

第1 結論

請求者のA社における平成15年12月19日の標準賞与額を17万円に訂正することが必要である。

平成15年12月19日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月19日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年12月19日

同僚の賞与支払に関する記録を訂正することとなった旨のお知らせ文書が年金事務所から届いたことにより、A社から支給された請求期間の賞与の年金記録が無いことが分かった。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思う。

請求期間の賞与について、支給されていたことが分かる預金通帳の写しを提出するので、年金額に反映する年金記録として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳の写し及びA社の元従業員から提出された賞与明細書から判断すると、請求者は、請求期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、前述の預金通帳の写しの賞与振込額及び前述の賞与明細書の社会保険料率等を基に算出した賞与支給額及び当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当該保険料を納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が当該請求期間の賞与支払に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500091号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500003号

第1 結論

請求者のA社における平成24年6月28日の標準賞与額を40万円に訂正することが必要である。

平成24年6月28日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年6月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年6月28日

平成24年6月28日支給の賞与に係る年金記録について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない厚生年金保険法第75条本文該当記録になっている。当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された平成24年6月28日支給の賞与明細一覧表により、請求者は、請求期間に同社から賞与の支払を受け、40万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届について、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500092号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500004号

第1 結論

請求者のA社における平成24年6月28日の標準賞与額を20万円に訂正することが必要である。

平成24年6月28日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年6月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年6月28日

平成24年6月28日支給の賞与に係る年金記録について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない厚生年金保険法第75条本文該当記録になっている。当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された平成24年6月28日支給の賞与明細一覧表により、請求者は、請求期間に同社から賞与の支払を受け、20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届について、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500118号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500001号

第1 結論

昭和50年1月から昭和56年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年1月から昭和56年12月まで

昭和60年頃、夫の国民年金保険料の納付を依頼していた取引金融機関の外務員から、「20歳まで遡って国民年金保険料を納付できる制度ができたので、奥さんもこの機会に国民年金に加入して国民年金保険料を納付するように。」と勧められ、夫が、A県B市C区役所において、私の国民年金の加入手続を行ってくれた。

請求期間の国民年金保険料は、夫が、加入後に郵送されてきた納付書に現金を添えて、前述の外務員に依頼し納付してくれた。

請求期間の国民年金保険料については、夫が間違いなく納付してくれたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

国民年金の加入手続時期について、請求者は、昭和60年頃であったと陳述しているところ、請求者の国民年金手帳記号番号が、昭和60年2月12日にB市C区において払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿に記録されており、請求者の当該加入手続時期に係る陳述は当該払出簿の記録と符合している。

しかしながら、請求期間に係る国民年金保険料の納付時期及び納付方法について、請求者は、前述の昭和60年頃の加入手続後に一括して納付したと陳述しているところ、当該納付したとする時点において、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を一括納付することができる特例納付制度は実施されておらず(第3回特例納付制度は昭和55年6月で終了)、請求期間に係る国民年金保険料については、制度上、時効により納付することができない。

また、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、当該期間に係る国民年金保険料の納付を担っていた請求者の夫に請求内容を聴取したとしても、請求者の請求内容と同じである旨陳述しており、請求期間に係る国民年金保険料の納付をうかがわせる事情を酌み取ることはできない。

さらに、請求者の夫が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。